

○熊本市議会クラウドシステム運用管理等基準

(案) (令和 . . .)

(目的)

第1条 この基準は、熊本市議会において議会運営に関する情報の共有及び情報伝達の迅速化を図るために導入する熊本市議会クラウドシステム（以下「クラウドシステム」という。）の適切な運用管理、利用方法等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アカウント 利用者がインターネット上においてクラウドシステムを使用できる権利をいう。
- (2) ユーザーID 利用者を識別するための認証番号をいう。
- (3) パスワード 利用者が本人であることを識別するための利用者暗証記号をいう。

(使用するシステム)

第3条 使用するシステムは、ワークスマイルジャパン株式会社が提供する「LINE WORKS」とする。

(使用する機能及び使用目的)

第4条 使用する機能及び使用目的は、次表のとおりとする。

使用する機能	使用目的
ドライブ	資料の保存・閲覧
ホーム	熊本市議会の議員（以下「議員」という。）全員への通知
トーク	所定のグループへの通知
カレンダー	議会日程等の掲載
アンケート	議員の意向、日程の確認、安否確認等
電話	オンラインによる会議等

(情報システム責任者)

第5条 クラウドシステムに係る情報セキュリティ対策を総合的に実施するため、情報システム責任者を置く。

2 情報システム責任者は、議会事務局次長とする。

3 情報システム責任者は、クラウドシステムにおける設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。

4 情報システム責任者は、クラウドシステムにおける情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。

5 情報システム責任者は、クラウドシステムの運用状況を把握し、必要に応じてこの基準の見直しを行う。

(統括管理者)

第6条 クラウドシステムの適切な運用管理を図るため、統括管理者を置く。

2 統括管理者は、議会事務局総務課長をもって充て、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) アカウントの管理に関すること。

(2) ユーザーIDの登録及びその権限の管理に関すること。

(3) クラウドシステムの円滑な運用のために必要な措置に関すること。

3 統括管理者は、議員がクラウドシステムを適切かつ効果的に利用できるよう、研修、必要に応じた助言等の支援を行うものとする。

4 統括管理者は、セキュリティ事故が発生した場合等緊急時には、利用者の承諾なくクラウドシステムの利用を停止する措置を採ることができる。

(管理者)

第7条 クラウドシステムに登録する情報を適正に管理するため、管理者を置く。

2 管理者は、各課の長をもって充て、登録情報の管理を行うものとする。

(ICT支援員)

第8条 会派にICT支援員を置く。

2 ICT支援員は、会派内におけるクラウドシステムの操作等に関する支援並びに運用に関する相談及び要望の連絡

調整等を行う。

- 3 ICT支援員は、各会派から選任された議員1名程度をもって充てる。

(掲載情報)

第9条 クラウドシステムに掲載する情報は、原則、議会運営に関する資料、執行部からの提供資料等とする。

(利用者)

第10条 クラウドシステムを利用することができる者は、議員及び議会事務局職員(以下「職員」という。)とする。

(利用端末)

第11条 クラウドシステムを利用できる端末(以下「利用端末」という。)は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める端末とする。

- (1) 議員 個人で所有する端末(スマートフォン、パソコン、タブレット等をいう。以下「個人所有端末」という。)のうち、ウイルス対策が適切に管理された端末であって、次条の規定により利用登録がなされたもの
- (2) 職員 議会事務局指定のパソコン

- 2 市は、議員の利用端末の通信に要する費用並びに不具合、故障及び紛失等により生じる費用は一切負担しない。

(利用端末の登録)

第12条 議員は、クラウドシステムを利用する場合は、情報システム責任者に、個人所有端末利用登録申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 情報システム責任者は、前項の規定による申請があった場合は、対象となる個人所有端末の情報セキュリティ対策状況その他必要な事項を確認し、登録の可否を決定するものとする。

- 3 前2項の規定は、利用端末を変更する場合について、準用する。

(利用方法)

第13条 利用者は、利用端末において、ブラウザ又はインストールしたアプリ上から、統括管理者から付与されたユーザーID及びパスワードを用いてログインし、クラウド

システムを利用するものとする。

(利用可能時間)

第14条 クラウドシステムを利用することができる時間は、24時間365日とする。ただし、メンテナンス、システム障害等の緊急時は、この限りではない。

2 クラウドシステムの利用に関する議会事務局への問い合わせについては、緊急時を除き、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(利用者の責務)

第15条 利用者は、利用端末について、OSのバージョンアップ、セキュリティ対策ソフトの更新を行う等、情報セキュリティ対策を講じるものとする。

2 利用者は、統括管理者から付与されたユーザーID及びパスワードについて、適切に管理し、利用端末を第三者が使用できないようパスワードロック等の対策を講じるものとする。

3 利用者は、クラウドシステムの利用において知り得た情報の取扱いについては、責任をもって適切に管理するものとする。

(遵守事項)

第16条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議会活動に必要な業務においてのみ利用すること。
- (2) 信頼性が確認できるWi-Fiにのみ接続すること。
- (3) 自己が利用しているユーザーID及びパスワードを他人に利用させないこと。
- (4) 利用端末以外の端末からログインしないこと。
- (5) 法令又は公序良俗に反した利用をしないこと。
- (6) 前各号に掲げることのほか、クラウドシステムの運用に支障を及ぼすおそれのある行為は行わないこと。

(統括管理者への報告)

第17条 利用者は、利用端末において、次に掲げる場合は、直ちに統括管理者に報告しなければならない。

- (1) 紛失又は盗難の被害にあったとき。

- (2) 不具合又は故障により利用端末が利用できないとき。
- (3) ユーザー I D 又はパスワードが第三者に漏えいした可能性があるとき。
- (4) データの改ざん、抹消、不正使用、ウイルスの侵入等又はそれらのおそれのある事実を発見したとき。

(利用の停止及び制限)

第 1 8 条 統括管理者は、第 1 6 条に規定する遵守事項に違反した利用者及び前条の報告を受けた利用者のユーザー I D を強制的に停止し、又はアカウントの利用を制限することができる。

(その他)

第 1 9 条 この基準に定めるもののほか、クラウドシステムの運用管理等に関し必要な事項は、情報システム責任者が別に定める。

附 則

この基準は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

年 月 日

熊本市議会クラウドシステム
情報システム責任者 宛

個人所有端末利用登録申請書

氏名

次の個人所有端末にて、熊本市議会クラウドシステムを利用したいので、登録申請します。なお、利用に際しては熊本市議会クラウドシステム運用管理等基準の規定を遵守します。

端末種別	スマートフォン	タブレット	パソコン
利用希望の有無			
OSの種別・バージョン			
セキュリティ対策ソフト			

（備考）

- 1 利用を希望する端末種別の利用希望の有無欄に○をつけてください
- 2 「OSの種別・バージョン」の記載例
 - (1) OS種別：iOS, android, iPadOSなど
 - (2) OSバージョン：6, 8, 9, 13, 13.4.1など
- 3 セキュリティ対策ソフト
あんしんスキャン, ウイルスバスター, ▲▲セキュリティなど